

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

中津川市長 小栗 仁志

市町村名 (市町村コード)	中津川市 (21206)	
地域名 (地域内農業集落名)	阿木地域 (寺領・藤上・野内・見宮・野田・八屋砥・久須田・黒田・橋場・山野田・真原・大根木・下広岡・清水・牧野・中組・大野・新田・北部・下部・飯野)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月16日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・阿木地域の農地利用は、地域内の農業を担う者が担うが、他は個人経営の為これ以上大幅な集約はすすまない。
- ・中山間地域の農業は、経費等も多くかかり自立できる農業生産が難しい状況となっている。
- ・特に畦畔がきつく、農地を預けたい農家が増えているが、担い手の受け入れ体制に限界がある。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・地域内の農業を担う者に優先的に農地の集約を進めるとともに、スマート農業を推進し、効率的な農業の実現を目指す。
- ・作物の生産は水稻を主体とし、特産品として定着したそばの栽培を継続し、自立可能な生産体制の確立を目指していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	514.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	480.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・農振農用地を中心に、一部、農用地区域外農地も含める。
- ・地区内の農用地の内、狭小な農用地や荒廃した一部の区域を除外する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構を活用し、地域内の農業を担う者に対する集積、集約化を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地域内の農業を担う者が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、地域計画を見直し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて地域内の農業を担う者への貸付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・地域内の農業を担う者のニーズを踏まえ、必要に応じて基盤整備の実施を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・認定農業者や新規就農者の確保に努め、県、JA等の関係機関と連携し、相談から定着まで育成、支援を実施していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・既存の受託組織や担い手への委託により合理化を図り、遊休農地の発生防止に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策※	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①農地所有者、耕作者、担い手など地域全体で侵入防止柵設置や捕獲体制の構築など、地域一体となった鳥獣被害対策に取り組む。
- ③作業の省力化、効率化に向けて、スマート農業機械の導入や活用を推進していく。
- ⑦可能な限り中山間地等直接支払交付金等の事業を活用し、農地や農道等の保全管理を継続して取り組む。